



2026年2月4日

各 位

会 社 名 ラ ク ス ル 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 グループCEO 永見 世央
(コード: 4384 東証プライム市場)
間 合 せ 先 上級執行役員 グループCFO 杉山 賢
(TEL. 03-6629-4893)

(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について

当社が2025年12月11日に公表いたしました「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(以下、「本プレスリリース」といいます。)について、その内容の一部に変更すべき事項が生じましたので、下記のとおりお知らせいたします。

R1 株式会社(以下、「公開買付者」といいます。)は、本公開買付け(本プレスリリースにおいて定義された意味を有します。以下同じです。)の開始後における当社の株主の皆様及び当社の新株予約権者(以下、「本新株予約権者」といいます。)の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通しを考慮して、慎重に検討した結果、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、公開買付期間を2026年2月19日まで延長し、合計43営業日とすることを決定したとのことです。

なお、変更箇所につきましては下線を付しております。

記

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

(変更前)

<前略>

また、本日現在において、GS SPCは、永見氏及び松本氏との間で、本公開買付契約において、本スクイーズアウト手続の完了後、公開買付者祖父母会社に対し、永見氏が議決権の全てを直接又は間接に保有する資産管理会社(以下「永見氏資産管理会社」といいます。)が公開買付者祖父母会社のA種種類株式(注7)を、松本氏が議決権の全てを直接又は間接に保有する資産管理会社(以下「松本氏資産管理会社」といいます。)が公開買付者祖父母会社のB種種類株式(注8)を取得すべく、永見氏資産管理会社及び松本氏資産管理会社の合計で議決権比率50.0%となる株式出資(以下「本再出資」といいます(注9))を行うことを合意しているとのことです。

(注7) A種種類株式の内容として、優先配当権(B種種類株式とは同順位)、A種種類株式1株当たり普通株式1株を対価とする取得請求権及びA種種類株式1株当たり普通株式1株を対価とする取得条項が定められる予定とのことです。

(注8) B種種類株式の内容として、優先配当権(A種種類株式とは同順位)、B種種類株式1株当たり普通株式1株を対価とする取得請求権及びB種種類株式1株当たり普通株式1株を対価とする取得条項が定められる予定とのことです。

(注9) 本再出資における公開買付者祖父母会社のA種種類株式及びB種種類株式1株当たりの対価を決定する前提となる当社株式の評価は、公開買付価格の均一性規制(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の2第3項)の趣旨に抵触しないよう、当社株式1株当たりの本公開買付価格と同一の価格である1,710円(ただし、本スクイーズアウト手続として本株式併合を実施する場合、本株式併合における当社株式の併

合の割合に基づき形式的な調整を行う予定とのことです。)とする予定とのことです。本再出資は、下記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、永見氏及び松本氏が、引き続き当社の経営に関与することを前提としながらも、当社株式を非公開化した上で、株主と経営陣が一体となった強固かつ安定した新しい経営体制の構築により機動的かつ柔軟な意思決定を可能とし、当社の成長戦略・事業構造改革の実行及び事業の積極展開に取り組むため、永見氏及び松本氏並びに GS SPC との間で合意されるものであり、永見氏及び松本氏による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、本公開買付けへの応募の対価を提供するものではなく、公開買付価格の均一性規制(法第 27 条の 2 第 3 項)の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。

<後略>

(変更後)

<前略>

また、本日現在において、GS SPC は、永見氏及び松本氏との間で、本公開買付契約において、本スクイーズアウト手続の完了後、公開買付者祖父母会社に対し、永見氏が議決権の全てを直接又は間接に保有する資産管理会社（以下「永見氏資産管理会社」といいます。）が公開買付者祖父母会社の A 種種類株式（注 7）を、松本氏が議決権の全てを直接又は間接に保有する資産管理会社（以下「松本氏資産管理会社」といいます。）が公開買付者祖父母会社の B 種種類株式（注 8）を取得すべく、永見氏資産管理会社及び松本氏資産管理会社の合計で議決権比率 50.0%となる株式出資（以下「本再出資」といいます（注 9）。）を行うことを合意しているとのことです。

(注 7) A 種種類株式の内容として、優先配当権（B 種種類株式とは同順位）、A 種種類株式 1 株当たり普通株式 1 株を対価とする取得請求権及び A 種種類株式 1 株当たり普通株式 1 株を対価とする取得条項が定められる予定とのことです。

(注 8) B 種種類株式の内容として、優先配当権（A 種種類株式とは同順位）、B 種種類株式 1 株当たり普通株式 1 株を対価とする取得請求権及び B 種種類株式 1 株当たり普通株式 1 株を対価とする取得条項が定められる予定とのことです。

(注 9) 本再出資における公開買付者祖父母会社の A 種種類株式及び B 種種類株式 1 株当たりの対価を決定する前提となる当社株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に抵触しないよう、当社株式 1 株当たりの本公開買付価格と同一の価格である 1,710 円（ただし、本スクイーズアウト手続として本株式併合を実施する場合、本株式併合における当社株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定とのことです。）とする予定とのことです。本再出資は、下記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、永見氏及び松本氏が、引き続き当社の経営に関与することを前提としながらも、当社株式を非公開化した上で、株主と経営陣が一体となった強固かつ安定した新しい経営体制の構築により機動的かつ柔軟な意思決定を可能とし、当社の成長戦略・事業構造改革の実行及び事業の積極展開に取り組むため、永見氏及び松本氏並びに GS SPC との間で合意されるものであり、永見氏及び松本氏による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、本公開買付けへの応募の対価を提供するものではなく、公開買付価格の均一性規制(法第 27 条の 2 第 3 項)の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。

その後、公開買付者は、2025 年 12 月 12 日から本公開買付けを開始いたしましたが、本公開買付けの開始後における当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通しを考慮して、慎重に検討した結果、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けへの応募についてさらなる判断期間を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2026 年 2 月 4 日、公開買付期間を 2026 年 2 月 19 日まで延長し、合計 43 営業日とすること（以下「本期間延長」といいます。）を決定したとのことです。なお、公開買付者としては、他に本公開買付けと比較しうる当社株式に関する買収提案は公表されていないこと、及び、当社がそのような提案を受領してもいいないことから、本公開買付価格（1,710 円）は、当社の価値を十分に反映した価格であり、かつ、当社の株主の皆様にとって最善なものと考えており、当社の株主の皆様に当社株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えているため、本日現在、本期間延長後も本公開買付価格を変更する予定はないとのことです。

<後略>

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

② 株式併合

(変更前)

本公開買付けの成立後、公開買付者が、合計で当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。また、公開買付者は、速やかに当社株式の非公開化を行い、当社の企業価値向上に向けて、上記「(2) 意見の理由及び根拠」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の各経営施策を早期に実施していく観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、当社に対して公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定とのことです。本日現在においては、本臨時株主総会の開催時期は2026年4月上旬を予定しているとのことです。なお、当社は、公開買付者からこれらの要請を受けた場合には、これらの要請に応じる予定です。また、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

＜後略＞

(変更後)

本公開買付けの成立後、公開買付者が、合計で当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。また、公開買付者は、速やかに当社株式の非公開化を行い、当社の企業価値向上に向けて、上記「(2) 意見の理由及び根拠」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の各経営施策を早期に実施していく観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、当社に対して公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定とのことです。本日現在においては、本臨時株主総会の開催時期は2026年4月中旬を予定しているとのことです。なお、当社は、公開買付者からこれらの要請を受けた場合には、これらの要請に応じる予定です。また、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

＜後略＞

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑧ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(変更前)

当社は、公開買付者との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い33営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

＜後略＞

(変更後)

当社は、公開買付者との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い

43 営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

＜後略＞

以上

(参考) 別紙：2026年2月4日付「ラクスル株式会社（証券コード：4384）の株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」

2026年2月4日

各 位

会 社 名 R1 株式会社
代表者名 代表取締役 糸木 悠

ラクスル株式会社（証券コード：4384）の
株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ

R1 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、ラクスル株式会社（証券コード：4384、株式会社東京証券取引所プライム市場、以下「対象者」といいます。）の株券等に対する金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を 2025 年 12 月 12 日より開始しておりますが、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通しを考慮して、慎重に検討した結果、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、本公開買付けにおける買付け等の期間を 2026 年 2 月 19 日まで延長し、合計 43 営業日とすることを決定いたしました。

これに伴い、2025 年 12 月 11 日に公表した「ラクスル株式会社（証券コード：4384）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容を下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

なお、変更箇所には下線を付しております。

記

(変更前)

<前略>

今般、公開買付者は、対象者株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式及び取締役に付与された対象者の譲渡制限付株式のうち、譲渡制限が解除されていないもの（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的とし、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注 1）のための一連の取引の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

<後略>

(変更後)

<前略>

今般、公開買付者は、対象者株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式及び取締役に付与された対象者の譲渡制限付株式のうち、譲渡制限が解除されていないもの（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的とし、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注 1）のための一連の取引の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

その後、公開買付者は、2025 年 12 月 12 日から本公開買付けを開始いたしましたが、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通しを考慮して、慎重に検討した結果、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けへの応募についてさらなる判断期間を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2026 年 2 月 4 日、公開買付期間を 2026 年 2 月 19 日まで延長し、合計 43 営業日とすること（以下「本期間延長」といいます。）を決定いたしました。なお、公開買付者としては、他に本公開買付けと比較しうる対象者株式に関する買収提案は公表されていないこと、及び、対象者によれば、対象者がそのような提案を受領してもいいことから、本公開買付価格（1,710 円）は、対象者の価値を十分に反映した価格であり、かつ、対象者の株主の皆様にとって

最善なものと考えており、対象者の株主の皆様に対象者株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えているため、本日現在、本期間延長後も本公司買付価格を変更する予定はございません。

<後略>

(3) 買付け等の期間

(変更前)

2025年12月12日（金曜日）から2026年2月4日（水曜日）まで（33営業日）

(変更後)

2025年12月12日（金曜日）から2026年2月19日（木曜日）まで（43営業日）

(7) 決済の開始日

(変更前)

2026年2月12日（木曜日）

(変更後)

2026年2月27日（金曜日）

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。) 第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリースに含まれ又は言及されている全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能である内容とは限りません。公開買付者は米国外で設立された法人であり、またその役員も米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手段を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び当該法人の関係者 (affiliate) に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。公開買付者、公開買付者及び対象者の各フィナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人並びにそれらの関係者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則 14e-5 (b) の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても英文で開示が行われます。

【将来に関する記述】

このプレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、プレスリリースの日付時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。係る場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。